

郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」実施要領

1 目 的

男女共同参画社会の実現に向け、「第三次こおりやま男女共同参画プラン」に基づく男女平等教育及び学習を推進するため、地域等への効果的かつ積極的な学習機会の提供手段として、予算の範囲内において、身近なところから専門分野に至るまで、幅広く男女共同参画及び人権に関する知識や情報を提供する、郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」を実施することで、男女平等の意識づくりや人権が擁護される社会づくりの推進を図る。

2 対象者

原則として、郡山市内を中心に活動する団体及び市内に在住、在勤、または在学する概ね 10 名以上で構成される団体等とする。

なお、講師料等を必要とする講座の受け付けは、1 団体につき 2 講座までとする。職員等を講師とする場合は、この限りではない。

3 講座の内容

講座の内容は、次のとおりとする。

(1) メニュー講座

講座メニューは、別途定める。

(2) フリープラン講座

男女共同参画社会の形成を促進するためのテーマ及び講師を、その都度申し込み者との協議により、郡山市が選定する。

4 講座の開催方法

会場等については、講座を希望する団体等が手配するものとし、講座時間は 1 講座あたり 2 時間以内とする。(ただし、実習を伴うものはこの限りではない。)

5 受講の申し込み

原則として、開催希望の 1 月前までに、ダイバーシティ推進課と事前協議の上、「さんかく教室申込書」(第 1 号様式)により申し込みをするものとする。

6 決定等

受講申し込みがあったときは、実施について調整を行った上で可否を決定し、「さんかく教室決定通知書」(第 2 号様式)により、代表者(または担当者)に通知する。

7 報 告

講座終了後、代表者は「さんかく教室実施報告書」（第3号様式）を提出する。

8 受講の制限

講座開催目的が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、受講申し込みを受け付けない。

- (1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2)政治、宗教、営利を目的とした催し等に利用されるおそれのあるとき。
- (3)その他本制度の目的に反するとき。

9 講師料等

講座に係る講師料等は、市の職員を講師とする場合を除き、郡山市の規定に基づき、予算の範囲内で市が負担する。

講座の開催にあたっては、郡山市の『さんかく教室』を活用したものであることを、会場やチラシ等に明記すること。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

11 施行日

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年3月28日決裁)

第1号様式

「さんかく教室」申込書

年 月 日

郡 山 市 長

申請人 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号 ー

「さんかく教室」を次のとおり受講したいので、申し込みます。

講 座 名			講座No. (メニュー講座のみ)	
日 時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
会 場	会場名		電 話	ー
	住 所			
参 加 者 数	名			
打合せ担当者	氏 名		電 話	ー
備 考				

※ 必要事項は必ず記入してください。

第2号様式

「さんかく教室」決定通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申し込みのありましたこのことについて、次のとおり決定します。

1	講 座 名			講座No. (メニュー講座のみ)	
2	日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
3	会 場	会場名		電 話	
		住 所			
4	講 師				
5	講師連絡先 (担 当)				
備 考					

第3号様式

「さんかく教室」実施結果報告書

年 月 日

郡 山 市 長

実施団体名

代 表 者 名

「さんかく教室」を、次のとおり実施したので結果を報告します。

1	講 座 名		講座No. (メニュー講座のみ)	
2	日 時			
3	会 場			
4	申込団体名			
5	参 加 者 数	名 (内訳) 大人 子ども	名 (男性 名 (男性	名、女性 名、女性 名)
6	実 施 状 況			

＊ダイバーシティ推進課処理欄

課 長	課長補佐	課 員

